

○国立大学法人埼玉大学修学サポート基金規程

〔平成28年9月29日〕
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学基金規則第4条第3項の規定に基づき、埼玉大学基金に特定基金として置く国立大学法人埼玉大学修学サポート基金（以下「サポート基金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 サポート基金は、経済的な理由により修学が困難な埼玉大学の学生に対する支援を目的とする。

(事業)

第3条 サポート基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- (1) 授業料又は入学料の全部若しくは一部の免除
- (2) 学資の給付
- (3) 大学が教育研究上の必要があると認めた学生の海外への留学に係る費用の支援
- (4) リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタントに係る経費の支援

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、サポート基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月29日から施行する。